

岩田合同法律事務所 ニュースレター

2025年12月

税務

非財務指標を組み入れた業績連動型 株式報酬の税務上の取扱いについて

弁護士・公認会計士 [武藤 雄木](#)
弁護士 [岩本 圭矢](#)

国税庁は、2025年5月20日、取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会に対する回答として、「非財務指標を組み入れた業績連動型株式報酬の税務上の取扱いについて」を公表しました（以下、「本文書回答事例」といいます。）¹。

非財務指標を組み入れた業績連動型報酬の導入については、一般社団法人日本経済団体連合会の2024年1月16日付「役員・従業員へのインセンティブ報酬制度の活用拡大に向けた提言」（同5(1)②）²や、経済産業省の2022年7月19日付「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）」（同35頁）³において、非財務指標を利用した変動報酬が損金算入の要件を満たさない点がハードルになっている可能性が指摘されているところです。

このような中、本文書回答事例は、非財務指標を組み入れた業績連動報酬を損金算入することを条件付きで認めたものであり、非財務指標を組み入れた業績連動報酬の導入を検討する企業にとって有益であると思われますので、ご紹介いたします。

1 役員給与のうち損金算入が可能なものについて

法人税法34条1項3号は、業績連動型報酬を損金算入するための要件として、概要、以下のとおり規定しています。

- ① 内国法人が業務執行役員に対して支給する業績連動給与であること（ただし、同族会社である場合は、非同族会社による完全支配関係があるものに限られる。）

¹ <https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/hojin/250520/index.htm>

² https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/002_honbun.html

³ https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/cgs/guideline2022.pdf

- ② 業績連動給与の算定方法が利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標又は売上高の状況を示す指標を基礎とした客観的なものであること
- ③ 業績連動給与が金銭の場合は確定額を、株式又は新株予約権の場合は確定数を限度とすること
- ④ 他の業務執行役員に対して支給する業績連動給与に係る算定方法と同様であること
- ⑤ 報酬委員会が決定していることその他の政令で定める適正な手続を経ていること
- ⑥ 上記②の内容が遅滞なく有価証券報告書に記載されていること等により開示されていること
- ⑦ その他政令で定める要件を満たしていること

環境への影響や従業員満足度といった非財務指標は、基本的に上記②の利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標又は売上高の状況を示す指標のいずれにも該当しないとされています。そのため、原則として、ESG 対応状況等の非財務指標に基づいて算入された業績連動型報酬は法人税法 34 条 1 項 3 号の要件を充足せず、損金算入が認められません。

もっとも、損金算入要件を満たす指標を基礎として計算される金額等と、損金算入要件を満たさない指標を基礎として計算される金額等を明確に区分することができるのであれば、損金算入要件を満たす指標を基礎として計算した部分の金額等については、(その他の損金算入要件を満たすことを前提に) 損金の額に算入して差し支えないとされています（松尾公二編著『十一訂版 法人税基本通達逐条解説』・917 頁、経済産業省『「攻めの経営」を促す役員報酬～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引（2023 年 3 月時点版）』⁴・95 頁）。

2 本文書回答事例について

(1) 事実関係の概要について

本文書回答事例は、業績連動型株式報酬制度を導入する内国企業（非同族企業）が、以下の算式のとおり、非財務指標として ESG 対応状況を示す指標を組み入れて、役員に対する業績連動型株式報酬を算定する場合において、どのような範囲で損金算入を行うことができるかを照会したものです。

算式の特徴として、対象役員の ESG 対応状況を示す指標である「株式交付割合Ⅱ」の下限値が 80%で固定されていることが挙げられます。

⁴ <https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230331008/20230331008.pdf>

[算式]

基準交付株式数^(注1) × 株式交付割合Ⅰ^(注2) × 株式交付割合Ⅱ^(注3) × 役務提供期間比率
^(注4)

(注1) 役位ごとに定められた交付株式数の基準となる株式の数（下記2(3)）

(注2) 当社の株式成長率を示す指標（0～150%）（下記2(4)）

(注3) 対象役員のE S G対応状況を示す指標（80～120%）（下記2(5)）

(注4) 役務提供期間における在任月数の割合（下記2(6)）

（国税庁ウェブサイト「別紙 非財務指標を組み入れた業績連動型株式報酬の税務上の取扱いについて」より抜粋）

(2) 照会内容について

照会者は、上記算式の「株式交付割合Ⅱ」を80%（最小値）として算定するとしたならば算定される部分（基準交付株式数 × 株式交付割合Ⅰ × 80% × 役務提供期間比率。以下、「本件業績連動部分」といいます。）の額については、損金算入される業績連動給与（以下、「損金算入業績連動給与」といいます。）の額として取り扱っても差し支えないか照会しました。

なお、照会に当たっては、以下の事項が前提とされています。

- ✓ 「株式交付割合Ⅰ」が業績連動指標であること。
- ✓ 「株式交付割合Ⅱ」が非業績連動指標であること。
- ✓ 算定方法が業績連動指標を基礎とした客観的なものであること以外の損金算入業績連動給与に係る要件を満たすこと。

(3) 国税庁の回答について

国税庁は、照会に係る事実関係を前提にするものであるとした上で、「株式交付割合Ⅱ」を80%（最小値）として算定するとしたならば、本件業績連動部分については、損金算入業績連動給与の額として取り扱っても差し支えないという照会者の見解を是認しました。

上記算式では、非財務指標である「株式交付割合Ⅱ」が組み込まれており、その値が80～120%の範囲で変動するため、形式的に見れば、損金算入要件を満たす指標を基礎として計算される金額等と、損金算入要件を満たさない指標を基礎として計算される金額等を明確に区分することができないと整理することも考えられます。しかしながら、「株式交付割合Ⅱ」の下限は80%とされており、これを下回ることが想定されないため、以下のとおり、損金算入要件を満たす指標を基礎として計算される部分と、損金算入要件を満たさない指標を基礎として計算される部分とを、明確に区分することができると整理することができます。

国税庁の回答は、このような考え方を採用したものと考えられます。

損金算入要件を満たす指標を基礎として計算される部分

= 基準交付株式数×株式交付割合 I ×80%×役務提供期間比率

損金算入要件を満たさない指標を基礎として計算される部分

= 基準交付株式数×株式交付割合 I ×（株式交付割合 II - 80%）×役務提供期間比率

3 おわりに

本文書回答事例は、非財務指標を組み入れた業績連動型報酬のうち、法人税法34条1項3号の要件を満たすものとして損金算入が認められる部分を明確にした事例として参考になるものと思われます。

業績連動型報酬は企業のニーズ等を反映させたある程度自由な設計を行うことができる一方で、損金算入要件の充足も含む多様な論点が生じる可能性があることから、専門家への相談を含めた慎重な検討が必要になると考えられます。

【執筆者】



武藤 雄木（弁護士、公認会計士、公認不正検査士）
ymutou@iwatagodo.com

2003 年慶應義塾大学経済学部卒業。
2003 年～2006 年中央青山監査法人勤務。
2008 年東京大学法科大学院修了。2009 年弁護士登録。
2015 年～2017 年東京国税局調査第 1 部勤務。
会社法、金融商品取引法など企業法務案件全般、各種 M&A 取引、税務調査、税務争訟対応、IPO 支援、企業不祥事に関する危機管理対応、コーポレートガバナンス・内部統制システムに関する法的助言を行う。



岩本 圭矢（弁護士）
E-mail: yoshiya.iwamoto@iwatagodo.com

2018 年 裁判官任官
2023 年 弁護士登録、岩田合同法律事務所入所
裁判官として民事訴訟、破産、執行、保全事件等を担当した経験を活かし、金融機関、電力会社、メーカー、保険会社、不動産会社等における企業間取引に関する訴訟や株主代表訴訟などを多数取り扱う。また、個人情報保護を含む IT 関連の案件にも注力しており、裁判官としての視点・経験を積極的に取り入れて、IT 関連案件における紛争の予防・解決に向けたアドバイスを提供している。そのほか、株主総会対応、危機管理業務（調査委員会対応）などの企業法務全般に取り組む。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことから始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報 : news@mail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。